

第4回 象牙取引規制に関する有識者会議 東京象牙美術工芸協同組合 資料

第3回東京都象牙取引規制に関する有識者会議 における質問への回答

第3回東京都象牙取引規制に関する有識者会議における質問への回答

2021年1月29日

東京象牙美術工芸協同組合

中泉先生のご質問で、「日本での象牙の利用は密猟と関係ないことが科学的根拠に基づいて示されているとの話だが、どういう研究や証拠に基づいて立証されているのか教えてほしい。」についてですが、環境省の「象牙 Q&A」の問 11 にもワシントン条約における議論で使用されている報告書に関する記載がありますので引用します。

(https://www.env.go.jp/nature/FAQ_on_ElephantIvory_JP_0421.pdf)

近年、日本国内において全形牙や象牙製品の大規模な密輸事例や、海外における日本を仕向地とした象牙や象牙製品の大規模な密輸事例は確認されていません。

問 5 及び問 7 でお答えしたとおり、日本国内には過去に合法的に輸入された全形牙・象牙製品が大量に残っていることから、摘発のリスクを負ってまで密猟に由来するものを含む全形牙・象牙製品を違法に日本国内に持ち込むインセンティブは低いと考えられます。

日本国内で適正に取引がなされている全形牙や象牙製品は、過去に合法的に輸入された象牙に由来するものであり、日本国内の象牙取引が現生のアフリカのゾウの密猟や象牙の密輸を助長している事実はありません。

ワシントン条約事務局等による ETIS (Elephant Trade Information System: ゾウ取引情報システム) の報告 (※ 1) においても、日本は違法な象牙の目的地や中継地とは認識されていません。

※ 1 : <https://cites.org/sites/default/files/eng/cop/18/doc/E-CoP18-069-03-R1.pdf> (英語: ワシントン条約第 18 回締約国会議 (2019 年開催) における報告)

また、当組合の資料の 3 ページ目から 4 ページ目にかけての「お願い 2 - ①」に記載しておりますので引用します。

近年、アフリカにおける大規模な密猟に由来する象牙が日本国内に大量に密輸入された事例は報告されていません。ワシントン条約における、ゾウ取引情報システム (ETIS データ) による分析結果では、日本での象牙の需要とアフリカゾウの密猟の間には因果関係の無いことが示されております。第一回の有識者会議で TRAFFIC から提出された資料でも、「近年は密猟の要因になっていないと評価」とあります。日本国内で利用されている象牙は、過去に合法的に輸入された象牙になります。つまり、仮に日本で国内象牙市場を閉鎖しても、現在のアフリカゾウの密猟は減りません。

その他、会議を受けていくつかお伝えしたい情報がありますので共有させていただきます。

サバンナゾウとマルミミゾウの象牙の利用について

素材の 1 つとして象牙を取り扱う場合は、象牙の代替素材はあるかと思えます。しかし、象牙にしかない強度や粘り気、加工性やツヤなどは代替できません。

日本における象牙の利用状況としては、マルミミゾウ、サバンナゾウなどゾウの種類に関わらず、象牙の特性に応じて使い分けております。南部アフリカのサバンナゾウの

象牙は比較的柔らかいので彫刻しやすいという方も多く、印章では良く使われております。マルミミゾウの象牙を好んで使用しているわけではありません。

ですので、ワシントン条約の決議 8.3「野生動植物の取引の利益の認識」にも書かれているように、ゾウの保全に成功している南部アフリカ諸国のサバンナゾウの象牙の持続可能な利用は、ゾウの保全と地域住民の発展に貢献すると信じております。

象牙の特性とゾウの種類についての私たちの認識です。

● サバンナゾウ

- ▶ 南部アフリカや東部アフリカの草原地帯や砂漠から、熱帯雨林に至る、さまざまな地域に生息している
- ▶ 象牙の材質は、生息地域によって異なり、南部アフリカや東部アフリカに住むゾウは比較的柔らかく、熱帯雨林に住むゾウは比較的硬い

● マルミミゾウ（森林ゾウ）

- ▶ 熱帯雨林に生息している（南部アフリカには生息していない）
- ▶ 象牙の材質は比較的硬い
- ▶ 森林ゾウとも呼ばれ、サバンナゾウよりも体が小さい
- ▶ 象牙の大きさも、サバンナゾウの物に比べると小さい（撥はつukれない）

		生息地	
		熱帯地方	南・東アフリカ
種類	サバンナゾウ	比較的硬い	比較的柔らかい
	マルミミゾウ	比較的硬い	(生息せず)

日本国内における象牙の需要と国内での象牙取引について

1989年のCOP7でアフリカゾウが附属書Iにアップリストし、象牙の国際取引が禁止されました。そして、2016年の市場閉鎖の決議案、2020年のコロナの影響もあり、日本での象牙の需要は激減しております。

第一回の有識者会議でTRAFFICから提出された資料でも、「近年は密猟の要因になっていないと評価」とありますように、日本においては生態系に影響を与える過度な需要はないと考えます。

悪しきは、象牙の取引や需要そのものではなく、過度な需要が引き起こすゾウの密猟や象牙の違法取引です。例えば海外で肉製品などを買って、適正な手続きをせずに日本へ持込むことが禁止されているように、密猟と関係がないとはいえ、象牙製品等の違法な海外への持出しなど、違法行為には断固反対です。

日本国内において、象牙製品等を取り扱う事業者は、「種の保存法」に基づいて「特別国際種事業者」として事業者登録する等、法令を遵守して象牙製品の販売などの事業を行うことが認められております。全ての「特別国際種事業者」が、海外に象牙製品等を持ち出す可能性がある方には、当該製品の販売をしないことが重要です。

有識者の先生方におかれましては、法令順守のため、安心安全な象牙取引のため、是非、この度の会議からの科学的根拠や事実に基づく正しい情報の発信をお願い致します。